

令和7年 第3回

苓北町農業委員会総会会議録



この冬は1月、2月と大寒波に見舞われまして、東北・北陸地方では、雪の被害が数多く出ておりましたですね。それに交通事故も多発しておりました。

また、2月26日にはこの寒い中に、岩手県大船渡市で山林火災が発生しまして、今日で1週間ぐらいなろうかと思えますけど、まだ鎮火しとらんとですね。面積が2,900haぐらいと言いましたね。全体の8%ほどがもう焼けてしまったそうでございます。民家の方にも被害が及んでいるようで、避難をされている方も沢山出ているようでございます。今日、明日ぐらいは雪ではなくて雨に変わって降るといようなことが報道されておりましたが、今まで降っとらんとですね雨もですね。乾燥注意報が出てたんですけど、原因は何からだったのか、枯れていない木でもメラメラと燃えるんですね。皆さんは、恐怖な気持ちで見守っておられるのではないかと考えております。一刻もですね、早く収まって欲しいと願っているところでございます。

今年の冬は先ほども申しましたけど、寒波が長かったですね。居座りますという言葉が使われておりましたけど、本当に居座ってしまい、梅の開花がいつもよりですね38日去年より遅かったそうですよ。1か月以上も遅かったんですね。その影響で桜はどうなんでしょうかね。桜はいつものように咲くんでしょうか。

梅の花、桜の花、藤の花、サツキ、ツツジという花だよりも今から聞かれてきますし、もう少しの辛抱で暖かい春になるんじゃないかと期待しておるところでございます。

私たち農業委員会のですね、頭痛の種でもありました地域計画も順調に進んで、2月21日には検討委員会が開かれました。ものすごく分厚い資料だったんですよ。事務局も課長さんも検討委員会まで大変ご苦労をされましたですね。私は特別なことはできませんでしたが、自分なりに胸をなで下ろしているところでございます。

これからこの農用地の問題は、5年後、10年後我々が想像もつかないような変化を遂げて行くんじゃないかなと考えておりますけど、この地域計画を手掛かりにですね、少しでもより良い農地の活用ができますようにということを願って言葉足らずではございますが挨拶に代えたいと思います。

それでは、ただ今から早速議案の審議に入ります。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、田嶋委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、4番の福田委員さんと5番の荒木委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の川原氏、大津氏を指名致します。

それでは、日程第2、議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

なお、整理番号1の案件につきましては、福田委員が関与する案件でございますので、農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願い致します。

(福田委員退席)

事務局

それでは、2ページをお開きください。日程第2、議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和7年3月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回2件の申請がっておりますので、それぞれご審議をお願いします。

3ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑3筆 合計1,328㎡です。

場所については、4ページ、5ページに図示しておりますが、場所は、都呂々の国道389号線を下田方面に進み小松地区に入る町道小松川内線を約200m上った付近にあります農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

事務局 はい。

議長 事務局。

事務局 2月25日に譲受人と事務局とで現地確認を行なってまいりましたので報告いたします。

譲渡人は現在広島市に在住され、苓北町には自宅と農地がありますが、今後は苓北町に帰ってくる予定はないということです。また、天草市に妹さんがおられ、自宅の清掃など管理をされておりますが、農地に関して相続する意思がないということで、今回譲受人に贈与をしたいということで相談があったということです。

申請地は、約9年前から譲受人が農地を貸借されまして、現在約70本のオリーブを栽培されておられます。農地も綺麗に管理されておられましたし、今後もオリーブを栽培され管理していくということでしたので、農地の贈与に関して何ら問題ないことを確認してきましたので報告します。

議長 他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

福田委員は入っていただいでください。

(福田委員入室)

続きまして、整理番号2について事務局に説明を求めます。

事務局

6ページをお開きください。

整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、田1筆 1, 038㎡です。

場所については、7ページ、8ページに図示しておりますが、場所は、都呂々木場にありますが木場集会所を進み町道中村1号線に入り約100m上った付近にある農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員

はい。

議長

福田委員。

福田委員

2月25日に事務局と現場に行ってきました。

この案件はですね、大体譲受人の元々の田んぼで、子どもさんにお金がいるということで、譲渡人を買ってもらったということです。

現在、余裕ができたので、自分で田んぼを買い戻したいということで話がありました。やはり自分の田を自分のモノにしたかということで話がありまして、譲渡人との話もできているということでしたので、何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。整理番号2については原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第97号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

なお、この案件につきましては、荒木委員が関与する案件でございますので、農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願い致します。

(荒木委員退席)

事務局

それでは、9ページをお開きください。日程第3. 議案第97号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するため附議する。

令和7年3月5日 茶北町農業委員会 会長 小野三幸。

10ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になりますが、この総計に関しましては、日程第4. 議案第98号との総計となっております。

本議案については、5年以上の新規が37件ございます。詳細は、田4筆 合計6,044㎡、畑33筆 合計11,050㎡です。明細は11ページから19ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりですのでご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第97号は原案どおり認定することに致します。

荒木委員は入っていただいでください。

(荒木委員入室)

続きまして、日程第4. 議案第98号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、20ページをお開きください。日程第4. 議案第98号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により認定を求められたので附議する。

令和7年3月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

21ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になりますが、この総計に関しましては、日程第3. 議案第97号との総計となっております。

本議案については、5年以上の新規が1件ございます。詳細は、畑1筆 434㎡です。明細は22ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

旧法、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。



(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第98号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第5、議案第99号 非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。23ページをお開きください。日程第5、議案第99号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかの判断ついて附議する。

令和7年3月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回、個人申請が3件あっておりますので、それぞれご審議いただきたいと思います。

24ページをお開き下さい。富岡の農地2件について個人申請があったため、令和7年2月21日に荒木委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては25ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては26ページ、27ページに図示しております。場所は、富岡尾越地区にあります尾越公民館手前から約200m山手に上った周辺にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員

はい。

議長

荒木委員。

荒木委員

2月21日に、事務局と私と3人で現地に行ってきたんですけど、竹やぶと高木が植わっとつとですよ。農地は昔の段々畑のようで長年作ってないようで荒地になってしまって、現地にも上って行かれず非農地と判定をしてきました。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案28ページの個人申請について事務局に説明を求めます。

事務局

28ページをお開き下さい。坂瀬川の農地2件について個人申請があったため、令和7年2月27日に瀬形委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては29ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては30ページから32ページに図示しております。場所は、坂瀬川西川内に起点があります町道長崎浜線の終点から山間を上った農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

2月27日にですね、事務局と3人で現地確認を行なってきました。

申請地については、私の果樹園に近い場所になるんですけど、以前は甘夏を作っていた農地になります。兼業農家であったために手が回らず、30年ほど前に廃園しそのままになっておりました。

現地確認をするために道を探したんですけど、私も小学校の時に行った以来行ってなかったので、行けるかなと思ったんですけど、道に雑木が栄えて近づくこともできませんでした。

現状からですね、今後も耕作する可能性は見込まれないために非農地として取り扱うことが適当であると確認をしてきました。よろしくをお願いします。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案33ページの個人申請について事務局に説明を求めます。

事務局

33ページをお開き下さい。坂瀬川の農地4件について個人申請があったため、令和7年2月27日に瀬形委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては34ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては35ページ、36ページに図示しております。場所は、坂瀬川和田地区にあります猪口医院の裏山にある共同墓地の周辺にある農地になります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議 長

瀬形委員。

瀬形委員

先ほどと同じく、2月27日に事務局と現地確認を行っております。

申請地は、以前はサツマイモ等の野菜が栽培されていた農地のようだったんですけど、進入路についてもですね、里道しかありませんで、車も入らない場所となっております。

また、すでに雑木が生い茂っており農地に復元することも困難なため非農地として取り扱うことが適当であると確認をしてきました。以上です。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、日程第6. 議案第100号 苓北町農地利用最適化推進委員の選任についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

なお、この案件につきましては、福田委員が関与する案件でございますので、農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願い致します。

(福田委員退席)

事務局

はい。37ページをお開きください。日程第6. 議案第100号 苓北町農地利用最適化推進委員の選任について、次の者を苓北町農地利用最適化推進委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第17条第1項及び苓北町農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則第12条第1項の規定に基づき、農業委員会の同意を求めらる。

令和7年3月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

昨年12月10日に農業委員による苓北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、全員適切であると評価をいただいたところ です。

今回は、評価委員会の結果を受けて、推進委員の選任同意についてご審議いただくものになります。また、次回総会においては、委嘱同意を議題として提出することになります。なお、新しい農業委員については、今月開催されます議会で同意を得た後に、町長から任命されることになります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。苓北町農地利用最適化推進委員の選任につきましては、現在の農業委員会で選任の同意が必要。さらに4月1日以降に新しい農業委員会で委嘱についても同意が必要になります。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、8名全ての方を承認することに致します。

福田委員は入っていただいでください。

(福田委員入室)

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 令和7年度農業労働賃金（基準額）（案）について
2. 令和7年度農業委員会総会開催日程について
3. 令和6年農地貸借情報について
4. 懇親会について

次回、令和7年第4回総会は、令和7年4月1日（火）午前10時から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和7年第3回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時20分

会 長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---